

全国高等学校インテリア科教育研究会 会則

(名称)

第1条 本会は全国高等学校インテリア科教育研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長の在任校に置く。

(目的)

第3条 本会はインテリア科およびこれに準ずる学科（以下インテリア科と称する）を設置している全国の高等学校が、相互に密接な連帯を保ち、インテリア科教育についての振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. インテリア科教育に関する調査研究および発表。
2. インテリア科教育についての情報交換および連絡。
3. 関連産業界との連絡連携。
4. ホームページの作成と運営。
5. その他本会の目的達成に必要と認められた事項。

(組織)

第5条 本会は、次の会員を以て組織する。

1. 正会員 ・インテリア科を設置する全国の高等学校の校長および関係職員。
・理事会の承認を得た個人。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同する会社、大学、専門学校など理事会の承認を得たもの。

(役員とその選出)

第6条 本会に次の役員を置く。任期は原則2年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 会長 1名 理事長在任の校長
2. 副会長 1名 教育研究大会当番校校長
3. 理事長 1名 事務局理事
4. 副理事長 1名 教育研究大会当番校理事
5. 理事 若干名
6. 監事 2名

第7条 役員は正会員の中から理事会で選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは仕事を代行する。
3. 理事長は会務の運営ならびに企画原案を作成するとともに、事務局長を兼務する。
4. 副理事長は理事長を補佐するとともに、教育研究大会の企画運営にあたる。
5. 理事は会務を分掌し、事業計画、予算、決算等重要事項を審議する。また、各種委員会の委員長を兼務する。
6. 監事は会計を監査する。

(顧問)

第9条 理事会の推薦により顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 会議は次のとおりとする。

1. 総 会 2年に1回開催し、会務ならびに会計決算報告、役員の改選、会則の改廃等をなす。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。また、総会が開催されない年度の重要議案は、書面表決等をもって理事会に委ねる。
2. 理 事 会 必要に応じて会長が召集し、召集時には協議会の名称を使用する。
3. 委 員 会 必要に応じて会長が召集する。
4. 地区教研 必要に応じて会長が召集する。

第11条 会議の成立、議決方法は別に定める。

(会計)

第12条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

学校会費は年額10,000円とし、年度始めに納めるものとする。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(表彰)

第14条 本会の教育振興および発展に貢献し、推奨するに足ると認められる会員・生徒・個人を表彰する。

第15条 表彰の基準は次の各号に該当するものとする。

1. 会員ならびに個人の表彰について
 - (1) 本会の教育の向上に特に貢献した者。
 - (2) その他本会が表彰することを適当であると認める者。
 - (3) 表彰者の推薦は理事会で行い会長がこれを決定する。
2. 生徒の表彰について
 - (1) 関係学科の卒業見込み者で学校長の推薦があった者。(各校全定それぞれ1名)

(附則)

第16条 本会則は昭和58年4月1日から実施する。

第17条 本会則は会員校の3分の2以上の賛成をもって改廃することができる。ただし欠席会員校は委任状をもってこれに代えることができる。

第18条 本会の運営規定は内規として別に定める。

最終改正 平成21年7月23日